

防人 2 第 5 2 5 8 号
6 2 . 1 0 . 8
一部改正 防人育(防) 第 4 2 号
令和元年 5 月 3 1 日

財団法人 自衛隊援護協会
会 長 江崎 真澄 殿

防 衛 庁 長 官
栗 原 祐 幸

退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱及び実施要領について
(通知)

標記について、別添のとおり定めたので通知します。

- 添付書類： 1 退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱
- 2 退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付実施要領

昭和62年10月1日

退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱

(通則)

第1条 退職予定自衛官就職援護業務費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、財団法人 自衛隊援護協会（以下「補助事業者」という。）が行う定年等退職予定自衛官（以下「退職予定自衛官」という。）の再就職のための無料職業紹介事業に必要な経費を国が補助し、もって退職自衛官再就職援護に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 防衛大臣は、補助事業者が退職自衛官の再就職のため無料職業紹介事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として防衛大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）にういて、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、下記のとおりとし、その細目は防衛大臣が別に定める。

(款) 役職員給与

(款) 管理運営費

(款) 職業紹介事業

3 補助事業者に対する補助金の額は、予算の範囲以内で定額とする。

(申請手続)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を作成し、防衛大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 防衛大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その交付申請を適当と認めた場合は交付決定を行い、別紙様式第2による退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受理した日から14日以内にその旨を記載した書面を防衛大臣に提出しなければならない。

(契約及び支払)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するための契約締結及び支払を行う場合、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげられるように費用の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別紙様式第3による退職予定自衛官就職援護業務費補助金補助事業計画変更承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の(項)ごとの配分された額を変更しようとするとき及び防衛大臣が別に定める場合。

(2) 補助事業の事業計画の内容を変更しようとするとき。

2 防衛大臣は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式第4による退職予定自衛官就職援護業務費補助金事業中止(廃止)承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式第5による退職予定自衛官就職援護業務費補助金補助事業事故報告書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について各四半期末終了後10日以内に別紙様式第6による退職予定自衛官就職援護業務費補助金に係る補助事業実施状況報告書を防衛大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は第9条の規定により中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第7による退職予定自衛官就職援護業務費補助金補助事業実績報告書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、報告書の提出期限について防衛大臣の別段の承認を受けたときは、その期間とすることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 防衛大臣は、前条に規定する報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実績結果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認した場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 防衛大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を補助事業者に命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令をなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対し

て、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を国は徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 防衛大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することが出来る。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく防衛大臣の処分又は指示等に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 防衛大臣は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 防衛大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前条第3項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付について準用する。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以

下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らねばならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第16条 前条の財産のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の物品等については、防衛大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分してはならない。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿（以下「収支簿」という。）を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額についてその支出内容を証する書類を整備して収支簿とともに、補助事業を完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(概算払等)

第18条 補助事業者は、補助金について概算払を受けようとするときは、概算払請求書を防衛大臣に提出するものとする。

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、昭和62年10月1日から適用する。

第2条 退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱（57.
4. 5）は、廃止する。

防衛大臣

殿

財団法人 自衛隊援護協会

住 所

(代表者役職名及び氏名)

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金
交付申請書

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金として、下記金額を交付して下さるよう昭和62年10月8日付け防人2第5258号退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱第4条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 令和 年度事業計画書
- 2 令和 年度収支予算書
- 3 補助対象経費の配分表
- 4 その他必要な書類

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金
交付決定通知書

財団法人 自衛隊援護協会

(代表者役職名及び氏名) 殿

令和 年 月 月付け 第 号で申請のあった令和
年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金については、補助金
等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。
以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとお
り交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

防 衛 大 臣

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）
は、令和 年 月 日付け 第 号で申請（以
下「申請書」という。）のあった退職予定自衛官の再就職のため
の職業紹介事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のと
おりとする。

2 補助対象経費並びに補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業の要する経費及び補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

3 補助事業に要する経費の配分及び補助対象経費の配分並びに補助金の額は、別紙のとおりとする。

4 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及び退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱（防人2第5258号。62.10.8）の定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

防衛大臣

殿

財団法人 自衛隊援護協会

住 所

(代表者役職名及び氏名)

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金
補助事業計画変更承認申請書

標記について、下記理由により補助事業の内容（経費の配分）を
変更したいので、退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱第
8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の事業費

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象経費 補助金額	円	円

3 事業変更収支予算書

4 補助対象経費の配分表

5 その他必要な書類

令和 年 月 日

防衛大臣

殿

財団法人 自衛隊援護協会

住 所

(代表者役職名及び氏名)

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金
補助事業中止(廃止)承認申請書

標記について、下記理由により補助事業を中止(廃止)したいので、退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)する事業の内容
- 3 その他必要な書類

令和 年 月 日

防衛大臣

殿

財団法人 自衛隊援護協会

住 所

(代表者役職名及び氏名)

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金
補助事業事故報告書

標記について、下記理由により補助事業が遅延し補助事業の遂行が困難となりましたので、退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延の理由
- 2 遅延する事業の内容
- 3 その他必要な書類

別紙様式第6

令和 年 月 日

防衛大臣

殿

財団法人 自衛隊援護協会

住 所

(代表者役職名及び氏名)

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金
に係る事業実施状況報告書について

標記について、退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱第
11条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

添付資料：別紙

令和 年度第 四半期収支状況報告書

1 収入

令和 年 月 日現在

科 目			予 算 額	流用等 増△減 額	予算現額	今期まで の予定額	収 入 額					備 考
款	項	目					前期まで の累計	今期の額	合 計			
									収 入 済 額	収入未済額	計	

2 支出

令和 年 月 日現在

科 目			予 算 額	流用等 増△減 額	予算現額	今期まで の予定額	支 出 額					備 考
款	項	目					前期まで の累計	今期の額	合 計			
									支 出 済 額	支出未済額	計	

- (注) 1 流用を行った場合は、それぞれの対象科目及び金額、流用理由並びに流用年月日を明記する。
 2 収入未済額は、収入が確定し、収納されていないものとし、支出未済額は、支出が確定し、支出されていないものをいう。
 3 事業の状況は、申請書記載の事業計画書に準じて作成すること。

令和 年 月 日

防衛大臣

殿

財団法人 自衛隊援護協会

住 所

(代表者役職名及び氏名)

令和 年度退職予定自衛官就職援護業務費補助金
補助事業実績報告書

標記について、退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱第
12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年度事業報告書
- 2 令和 年度収支決算報告書（別紙によるもの。）

令和 年度収支決算報告書

1 収入

科 目			予 算 額	流用等増△減額	予 算 現 額	収 入 額			備 考
款	項	目				収 入 済 額	収入未済額	計	

2 支出

科 目			予 算 額	流用等増△減額	予 算 現 額	支 出 額			備 考
款	項	目				支 出 済 額	支出未済額	計	

- (注) 1 流用を行った場合は、それぞれの対象科目及び金額、流用理由並びに流用年月日を明記する。
2 収入未済額は、収入が確定し、収納されていないものとし、支出未済額は、支出が確定し、支出されていないものをいう。
3 事業の状況は、申請書記載の事業計画書に準じて作成すること。

退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2項、第8条第1項及び第19条の規定に基づき、補助金の交付の実績に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費の目細)

第2条 交付要綱第3条第2項に定める退職予定自衛官就職援護業務費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象として、防衛大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）の細目は、別表のとおりとする。

(補助金の交付)

第3条 防衛大臣は、補助金が十分の五と定められている補助金の交付に当たっては、予算の範囲内において財団法人 自衛隊援護協会（以下「補助事業者」という。）が負担する額を限度として交付する。

(補助対象経費の配分変更の承認)

第4条 交付要綱第8条第1項第1号に定める防衛大臣の承認を必要とする補助対象経費の変更は、次の各号に掲げる場合とし、この場合の申請は別紙様式によるものとする。

(1) 別表に掲げる補助率を異にする（目）間又は（目細）間の流用をしようとするとき及び別表に掲げる補助率を同じくする（目）間又は（目細）間の流用で、その流用額がいずれかの科目の金額の20%を越えることとなる場合

(2) (款) 役職員給与の(項) 職員給与の(目) 超過勤務手当と他の(目) との間の流用及び(款) 管理運営費の(項) 一般管理費の(目) 事務費(目細) 会議費、交際費と他の(目細) との間の流用をしようとするとき

(概算払等)

第5条 補助事業者は、交付要綱第18条に定める概算払請求書を、各四半期ごとに使途区分等を明らかにした書類を添えて防衛大臣に提出するものとする。

(協議)

第6条 補助事業者は、交付要綱及び本要領に定めるもののほか、この事業の執行に関して疑義が生じた場合は、その都度防衛大臣と協議するものとする。

附 則

第1条 この要領は、昭和62年10月1日から適用する。

第2条 退職予定自衛官就職援護業務費補助金交付実施要領(57.4.5)は、廃止する。

補助対象経費の細目	補助率	補助対象経費の細目	補助率
退職予定自衛官就職援護業務費補助金			
(款) 役職員給与 10/10	10/10	(項) 社会保険料等	
(項) 役員給与		(目) 社会保険料	
(目) 基本給		(目細) 厚生年金保険	
(目細) 基本給		(目細) 健康保険	
(目細) 地域手当		(目細) 雇用保険	
(目) 諸手当		(目細) 労災保険	
(目細) 通勤手当		(目) 児童手当事業主負担金	
(項) 職員給与		(目細) 児童手当事業主負担金	
(目) 基本給		(目) 退職積立金	
(目細) 本俸		(目細) 退職積立金	
(目細) 扶養手当		(款) 管理運営費 5/10	5/10
(目細) 地域手当		(項) 一般管理費	
(目) 諸手当		(目) 土地建物借料	
(目細) 管理職手当		(目細) 土地建物借料	
(目細) 通勤手当		(款) 職業紹介事業費 10/10	10/10
(目細) 期末勤勉手当		(項) 就職援護旅費	
(目細) 寒冷地手当		(目) 就職援護旅費	
(目細) 住居手当		(目細) 就職援護旅費	
(目) 超過記務手当		(項) 就職援護管理費	
(目) 非常勤職員手当		(目) 就職援護管理費	
		(目細) 通信運搬費	
		(目細) 印刷製本費	
		(目細) 情報処理業務庁費	